

新 旧 対 照 表

第4 「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">法第33条《譲渡所得》関係</p> <p>(遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて行う資産の移転)</p> <p>33-1の6 民法第1046条第1項《遺留分侵害額の請求》の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産(当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求の基因となった遺贈又は贈与により取得したものを含む。)の移転があったときは、その履行をした者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債務の額に相当する価額により当該資産を譲渡したことになる。</p> <p>(注) 当該遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求をした者が取得した資産の取得費については、38-7の2参照</p> <p>(共有地の分割)</p> <p>33-1の7。</p> <p>(注) 1。</p> <p>2。</p> <p>(受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡等)</p> <p>33-1の8。</p> <p>(1)。</p> <p>(2)。</p> <p>(注)。</p> <p>(3)。</p> <p>(注)。</p> <p>(4)。</p> <p>(注)、<u>法第38条</u>第1項に規定する「資産の取得に要した金額」に含まれる。</p>	<p style="text-align: center;">法第33条《譲渡所得》関係</p> <p>(新 設)</p> <p>(共有地の分割)</p> <p>33-1の6。</p> <p>(注) 1。</p> <p>2。</p> <p>(受益者等課税信託の信託財産に属する資産の譲渡等)</p> <p>33-1の7。</p> <p>(1)。</p> <p>(2)。</p> <p>(注)。</p> <p>(3)。</p> <p>(注)。</p> <p>(4)。</p> <p>(注)、<u>同条</u>第1項に規定する「資産の取得に要した金額」に含まれる。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>る。 (5) ……。</p> <p>法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係</p> <p><u>(遺留分侵害額の請求に基づく金銭の支払に代えて移転を受けた資産の取得費)</u></p> <p>38-7の2 民法第1046条第1項の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産の移転があったときは、その履行を受けた者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債権の額に相当する価額により当該資産を取得したこととなる。</p> <p>法第60条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》関係</p> <p>(令第84条第2項各号に掲げる権利で当該権利の行使をしたならば同項の規定の適用のあるもの)</p> <p>60の2-6 ……、措置法第29条の2《特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等》の規定の適用を受けるものも含まれることに留意する。</p> <p>法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係</p> <p>(各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額)</p> <p>64-2の2 ……、措置法令第4条の2第9項《上場株式等に係る配当所得等の課税の特例》、…。</p> <p>(1) ……</p>	<p>(5) ……。</p> <p>法第38条《譲渡所得の金額の計算上控除する取得費》関係</p> <p>(新 設)</p> <p>法第60条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》関係</p> <p>(令第84条第2項各号に掲げる権利で当該権利の行使をしたならば同項の規定の適用のあるもの)</p> <p>60の2-6 ……、措置法第29条の2《特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等》の規定の適用を受けるものも含まれることに留意する。</p> <p>法第64条《資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例》関係</p> <p>(各種所得の金額の計算上なかったものとみなされる金額)</p> <p>64-2の2 ……、措置法令第4条の2第10項《上場株式等に係る配当所得等の課税の特例》、…。</p> <p>(1) ……</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(2)</p> <p>(3)</p>	<p>(2)</p> <p>(3)</p>
<p>法第151条の6《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》 関係</p>	<p>法第151条の6《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》 関係</p>
<p>（「民法の規定による相続分」の意義）</p>	<p>（「民法の規定による相続分」の意義）</p>
<p>151の6-1、民法第900条《法定相続分》から第902条《遺言による相続分の指定》まで及び第903条《特別受益者の相続分》に規定する相続分をいうことに留意する。</p>	<p>151の6-1、民法第900条《法定相続分》から第903条《特別受益者の相続分》までに規定する相続分をいうことに留意する。</p>
<p>附 則</p>	<p>（新 設）</p>
<p>（経過的取扱い等…改正通達の適用時期(1)）</p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>この法令解釈通達による改正後の33-1の6及び38-7の2の取扱いは、令和元年7月1日以後に開始した相続に係る遺留分侵害額の請求があった場合について適用する。</u></p>	
<p>（経過的取扱い等…改正通達の適用時期(2)）</p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>この法令解釈通達による改正後の60の2-6の取扱いは、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日から適用する。</u></p>	
<p>（経過的取扱い等…改正通達の適用時期(3)）</p>	<p>（新 設）</p>
<p><u>この法令解釈通達による改正後の151の6-1の取扱いは、令和元年7月1日以後に開始した相続について適用する。</u></p>	